

大地震・津波発生等の発表時の対応について

【別紙】

	(1) 震度5強以上・他	(2) 震度5弱	(3) 震度4以下
	○津市内で震度5強以上の地震が発生した場合 ○津波警報による・大津波警報による避難指示が発令された場合【対象地域のある学校】	○津市内で震度5弱の地震が発生した場合	○津市内で震度4以下の地震が発生した場合
始業前	休校 津波警報・大津波警報による避難指示の発令中【対象地域のある学校】は休校。 ※安全な場所へ避難をするなど各家庭で安全確保 ※学校再開の連絡（きずなネット等で）があるまで登校見合わせとします。	登校見合わせ 学校から連絡（きずなネット等）があるまで登校見合わせ。 ※職員が学校施設、通学路等の安全点検後、当日の授業実施を含め学校から連絡（きずなネット等）。	通常どおり授業実施 ただし、登下校の安全確保が困難な場合は登校を見合わせる。
登下校時	① 登校している生徒を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の生徒の避難を誘導。帰宅指示や学校や一時避難場所へ誘導。 ③ 生徒は安全な場所へ避難。（登下校時の避難場所について、ご家庭でも相談して決めておいてください。）		通常どおりの登下校 ・職員が校区を巡視
在校時	① 生徒を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後安全な場所で保護します。		通常どおり授業継続 職員が学校施設や通学路の安全点検を行い、被害の状況に応じた適切な措置をとる。
	② 授業を打ち切り、下校に向けた措置をとる。 ③ 原則として保護者または家族、保護者から依頼を受けた方の出迎えがあるまで生徒を保護。（学校からの連絡がなくても迎えにきていただくことが基本になります。） ④ 津波警報・大津波警報による避難指示が出された場合、避難場所※ ¹ に避難し、保護者等の出迎えがあるまで生徒を保護。	② 被害の状況により、授業が継続できるかを判断し保護者に連絡。（きずなネット等で） ③ 生徒を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、通常の下校、職員引率による下校、保護者の出迎えによる下校等の措置を状況により判断。	

※1 第二次避難場所・・・河芸第1グラウンド 第三次避難場所・・・河芸ほほえみセンター